

令和4年9月2日
会 計 室
政 策 経 営 部

中小企業庁による行政指導を踏まえた区の対応について

1 主旨

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）」は、事業者から消費税率引上げ分の上乗せについて要請がない場合や交渉の申し出がない場合であっても、消費税率の引上げ後も、消費税率の引上げ前に取り決めた単価（税込み）を据え置いて支払うことを、いわゆる「買ったたき」として禁止している。

中小企業庁は、全国の事業者及び地方公共団体の実態調査を進めており、本区においても6月30日に立入検査が行われた。

検査の結果、令和元年10月1日の消費税率引上げの際に、講師謝礼（報償費）、指定管理料（委託料）及び消耗品費の一部の支出において、消費税率引上げ分が適正に上乗せされていない事例が指摘され、指摘のあった事例については、消費税率引上げ日に遡って引上げ分相当額（以下「消費税差額」という。）を相手方に支払うことを内容とする行政指導を受けたところである。

区としては、今般の行政指導を重く受け止め、全庁的に調査を行い、同様の事例については、遡及して消費税差額を追加支給するとともに再発防止に取り組む。

2 中小企業庁の指導内容（別紙 令和4年7月27日付中小企業庁長官名「指導書」）

- (1) 消費税率引上げ日（令和元年10月1日、8%→10%）以降に提供を受けた商品又は役務の対価（令和元年度分：講師謝礼金6件、指定管理料1件、生花購入費1件）に、消費税率引上げ相当分が上乗せされていない。本行為は消費税転嫁対策特別措置法に違反する。（件数＝事業者数）
- (2) 当該商品又は役務の対価を、消費税率引上げ日に遡って、消費税率引上げ分相当額を当該取引先に支払うこと。
- (3) 今後、同様の行為を繰り返さないよう庁内で意思決定し、発注担当者に周知すること。
- (4) 今般の指導に基づいて採った措置について、速やかに中小企業庁に報告すること。

3 区の対応

- (1) 今般の行政指導を踏まえ、令和元年10月から令和4年7月までの期間に支払った、報償費、委託料及び消耗品費を対象に、全庁調査を実施した。
- (2) 調査の結果、消費税率引上げ相当分が上乗せされていない事例を把握した。これらの事例について、事業者又は個人に案内を送付し、消費税率引上げ日に遡って、年内に消費税率引上げ相当分の追加支給を行う（令和4年度予算で対応）。
8月29日時点の調査結果については、次のとおりである。

	件数（事業者数）・消費税差額		
	講師謝礼金	委託料	消耗品費
令和元年 10 月以降	426 件・ 339,223 円	12 件・ 664,436 円	9 件・ 2,420 円
令和 2 年度	245 件・ 287,580 円	8 件・ 40,567 円	8 件・ 2,332 円
令和 3 年度	289 件・ 295,885 円	8 件・ 49,265 円	7 件・ 1,972 円
令和 4 年 7 月末	94 件・ 64,418 円	0 件・ 0 円	5 件・ 1,000 円
合計	641 件・ 987,106 円	16 件・ 755,203 円	13 件・ 7,724 円

(3) 再発防止の取組み

中小企業庁の指導を受けた、講師謝礼金、指定管理料及び生花購入費の具体的な内容について全庁で共有するとともに、いわゆる「買ったたき」の禁止について庁内の理解を徹底し、再発防止に取り組む。

- ① 会計年度任用職員や附属機関委員に支給する「報酬」と異なり、報償費は、役務の提供に対する対価として、原則、消費税の課税対象（※）となる。しかしながら、庁内に基準として提示した講師単価について、消費税率引上げを考慮した改定がなされていなかったこと等、庁内における認識不足が原因で今回の行政指導に至っており、適正な消費税転嫁についての理解を改めて徹底する。

※消費税法第6条により、消費税の課税対象取引であっても、税の性格や社会政策的配慮から非課税となるものがある。（社会福祉事業等）

- ② 指導の対象となった指定管理料（委託料）や生花の購入（消耗品費）については、消費税率の引上げがあった令和元年10月の前後をまたぐ発注において支払額が同額となっており、契約書類に消費税額の記載もなかったことから、今回の行政指導において「消費税率引上げ相当分が上乘せされていない。」とみなされた。また、全庁調査の結果、令和元年9月に事業者に見積りをとり、10月になって、その見積りのまま発注し、支払いをした所管もあった。今後、契約や支出関係の書類にあたっては、これまで税額記載欄のなかった請書等の様式改正を行ったうえで、消費税額の明記を徹底する。
- ③ 上記の内容を含め、消費税転嫁における遵守事項や再発防止に向けた取組みについて庁内に共有し、周知徹底を図る。

4 経過及び今後の予定

- 7月26日 庁内における調査の実施
 29日 中小企業庁から通知された行政指導書の受領
 8月29日 令和5年度当初予算編成要領での周知
 再発防止に向けた庁内周知
 9月2日 区議会企画総務常任委員会への報告（中小企業庁による行政指導、区
 の対応等）
 全庁調査に基づく消費税差額の支払い
 11月 中小企業庁への改善結果の報告
 12月下旬 区議会企画総務常任委員会への報告（改善結果の報告）

5 参考資料

- ・中小企業庁提供「買ったたきの図解、指導内容」

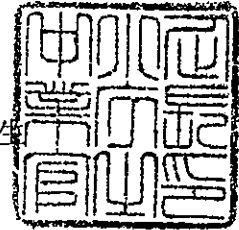


経済産業省

4 秘経済中庁第164号
令和4年7月27日

世田谷区長 保坂 展人 殿

中小企業庁長官 角野 然生

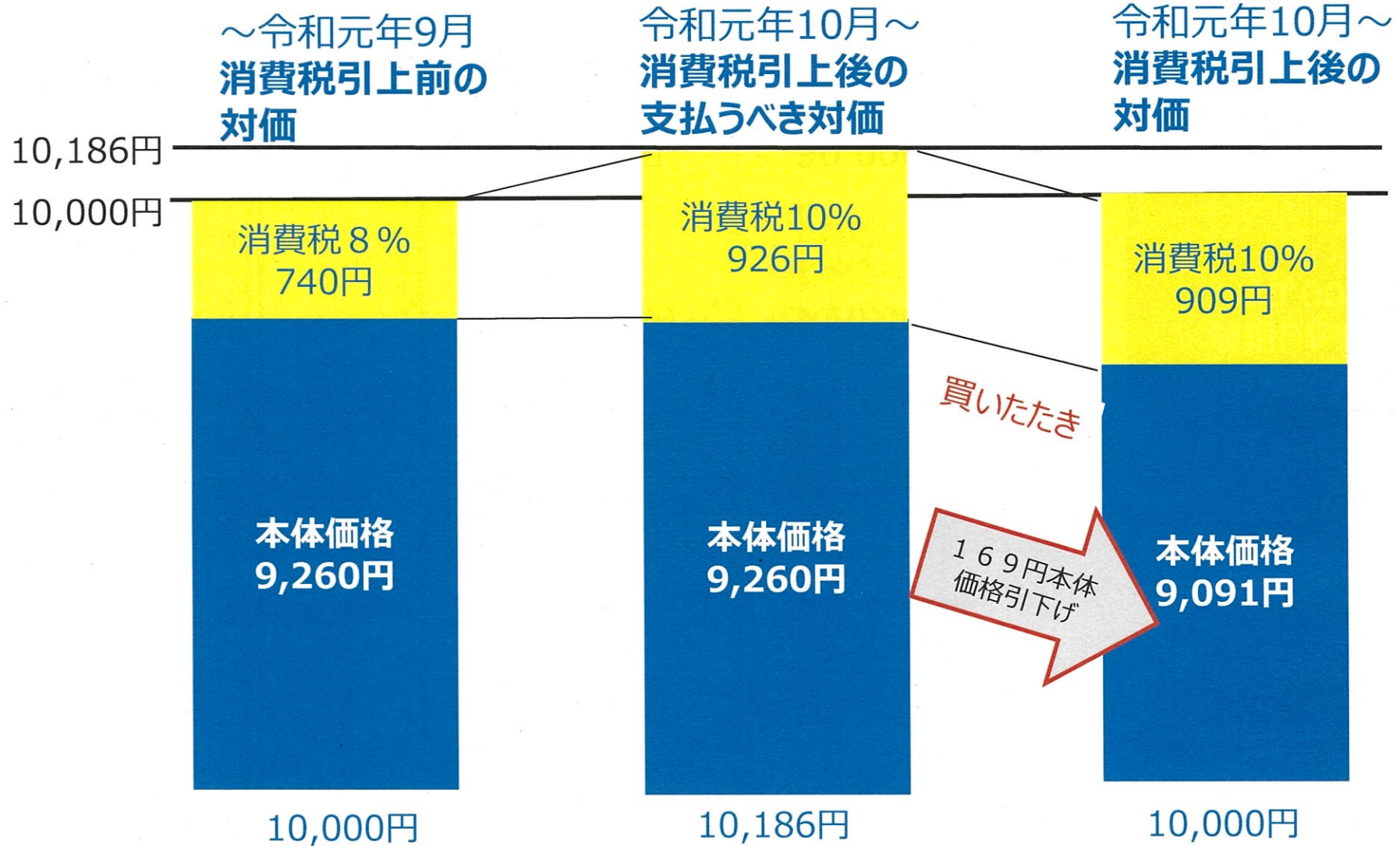


指導書

- 1 中小企業庁は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）に基づき、貴区が取引先の事業者から継続して受ける役務の提供について調査を行ったところ、貴区は、消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項第2号に規定する特定事業者に該当し、貴区に継続して役務を提供する事業者との当該役務契約に関し、消費税率引上げ日以後に提供を受けた当該役務対価に消費税率引上げ分が上乗せされていないことが認められた。したがって、貴区の行為は下記の「■」を付した事項に違反する。
 - (1) 第3条第1号前段
 - (2) 第3条第1号後段
 - (3) 第3条第2号
 - (4) 第3条第3号
 - (5) 第3条第4号
- 2 よって、中小企業庁は、貴区に対し、消費税転嫁対策特別措置法第4条の規定に基づき、次の措置を講じるよう指導する。
 - (1) 当該契約における役務対価を、消費税率引上げ日に遡って消費税率引上げ分相当額を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を当該取引先に支払うこと。
 - (2) 前記(1)の内容を、当該取引先の事業者に周知すること。
 - (3) 今後、貴区が当該取引先の事業者から提供を受ける役務について、前記1と同様の行為を繰り返さないよう貴区内で意思決定し、貴区の発注担当者に周知すること。
 - (4) この指導に基づいて採った措置について、速やかに、中小企業庁に書面で報告すること。

買ったたきの図解

◆ 通常支払われる対価に比し低く定める行為（買ったたき）とは？



特定事業者（買手）の違反行為に対する指導内容

1. 転嫁を拒否した消費税増額分を支払うこと
2. 遡及的に消費税率引上げ分を対価に反映させること
3. 転嫁と引換に購入させた商品を引取り、商品の代金を返還させること
4. 役務の利用料または提供を受けた利益を返還すること
5. 消費税を含まない価格(本体価格)で価格交渉を行うこと
6. 指導に基づいてとった措置を特定供給事業者に周知すること
7. 違反行為の再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、その内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること
8. 今後、転嫁拒否等の行為を繰り返さないこと

特定事業者は、違反对象取引に関して、令和元年10月に遡って未払いの消費税率引上げ分相当額を算出し、特定供給事業者へ通知のうえ支払わなければならない。